

## 学術集会における利益相反の開示に関する指針

2017年4月21日  
改定 2020年3月11日  
改定 2022年3月25日

### 1 目的

本指針は、当学会の主催する学術集会において公表される研究に関し、研究者及び発表者の利益相反状況の開示について指針を定め、もって研究の公正かつ倫理性を確保することを目的とする。

### 2 定義

本指針において「利益相反」(Conflict of Interest、COI と略す)とは、当学会の主催する学術集会において公表しようとする特定の研究について、当該研究を行う研究者(共同研究者を含むが、単に研究に協力する者を含まない。)及びその発表者が、過去3年間当該研究に関係する事業者から経済的利益を得ていること、若しくはかかる事業者と経済的利益を共有していることをいう。

### 3 学術集会における発表等

- (1) 当学会の主催する学術集会において研究を公表しようとする研究者及び発表者(以下、研究者等という。発表者には筆頭演者だけではなく共同演者も含む。)は、様式1の申告書に定める事項を、当該学術集会の大会長(以下、大会長という。)に対し、その定める期限及び方法に従って提出しなければならない。
- (2) 大会長は様式1の申告書を提出した研究者等に対し、質問をし、必要な修正を求めることができる。
- (3) 大会長は、研究者等に利益相反関係があると認めるときは、当該研究者等に対し、当該研究の発表にあたり、大会長が適当と認める方法で、利益相反関係にあることを開示するよう求めることができる。
- (4) 大会長は、(1)～(3)の義務に違反し、又は大会長の求めに応じない研究者等に対し、学術集会における発表をさせないことができる。

### 4 COI 委員会の関与

大会長は、研究者等に利益相反関係があると認めるときは、当学会の設置するCOI委員会に意見を聴くことができる。

### 5 発表者等の説明義務

当学会の主催する学術集会において発表された研究の研究者等は、当該研究に関し適法性

又は倫理性にかかる問題が生じたときは、当学会及び関係者に対し誠実に説明をする義務を負う。

## 6 留意事項

- (1) 研究者等は、研究及びその発表にあたり、利益相反（COI）があるときは、積極的にそれを開示する義務を負う。
- (2) 研究者等は、本指針の定める事項をすべて遵守したとしても、常に法律上または倫理上の責任を免れるものではないことに留意する。

## 7 施行時期

本指針は、2017年4月21日から施行する。

(2020年3月11日変更)

本指針は、2020年3月11日から施行する。

(2022年3月25日変更)

本指針は、2022年3月25日から施行する。

## 演題応募時に申告する利益相反事項

- ア 当該事業者の役員・顧問職については、1つの企業・団体からの報酬が年間100万円以上
- イ 当該事業者の株式については、1つの企業から得られる利益（配当・売却益の総和）が年間100万円以上
- ウ 当該事業者から受ける特許権使用料については、1つの特許権使用料が年間100万円以上
- エ コンサルタント料・講演料については、1つの企業・団体からの報酬が年間50万円以上
- オ 原稿料については、1つの企業・団体からの報酬が年間50万円以上
- カ 研究費については、1つの臨床研究に対して支払われた研究費が年間200万円以上
- キ 旅行・贈答品などが年間5万円以上
- ク 企業・団体からの寄付によって開設された寄付講座に従事している。
- ケ その他、上記ア～クに準ずる利益相反がある。



## 利益相反の開示に関するQ&A

Q 1 : 他の2名と共同で、学術集会で発表をする予定ですが、各人が提出する必要がありますか。

A 1 : 代表者1名が、他の発表者に関する事項も記載の上、提出すれば結構です。

Q 2 : 所属する大学のCOI委員会に申告済みですが、貴学会で発表する場合には、貴学会にも申告する必要がありますか。

A 2 : 他の団体のCOI委員会に申告しているかどうかにかかわらず、当学会にも申告してください。

Q 3 : 「事業者」とは、どういうものですか。

A 3 : 独立して同種の業務を反復継続して行う者を言います。国や地方公共団体は含まれませんが、独立行政法人、地方独立行政法人、特定非営利活動法人、公益社団法人、公益財団法人なども含まれます。営利団体に限りません。

Q 4 : 「その他ア〜クに準ずる利益相反」とは、どういうことですか。

A 4 : 寄附として金100万円を超える設備などを受領した場合などが考えられます。

Q 5 : 学術集会としては、応募の段階で自己申告書の提出を求めする必要がありますか。

A 5 : 最終的に学術集会において発表する前に自己申告書が提出されていれば足りります。

Q 6 : COI事項は、演題応募時に申告しなければなりませんか。

A 6 : 演題応募時に、当学会学術集会のウェブサイト内に設けられた演題応募サイトでCOIを申告できます。演題応募時に申告漏れ等が生じた場合は、学術雑誌用のCOI申告書(様式2)を用いて、後日、申告していただくこともできます。

Q 7 : 発表者から利益相反に該当するかどうか質問があった場合は、どうすればよいですか。

A 7 : COI委員会にお問い合わせください。ただ、迷ったら記載していただくという方針もよいと思われます。

Q 8 : 学術集会としては、自己申告書をいつまで保管しておけばよいですか。

A 8 : 特に定めはありませんが、1年程度は保管してください。

Q 9 : 申告書を提出しない場合や、虚偽の内容があった場合は、どうなりますか。

A 9 : 学術集会の大会長は当該研究の発表をさせないことができます。また、事後的に問題となった場合に、当該研究の研究者または発表者に説明を求めることができます。基本的に当該研究の研究者または発表者の自己責任となります。

以上